

京都市告示第 216 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき，平成 23 年 12 月 12 日付けで認可した西京極堤下町町内会の代表者変更の届出，平成 16 年 2 月 19 日付けで認可した檜原佃地区自治会の代表者変更の届出，平成 16 年 9 月 7 日付けで認可した沢尻町内会の代表者変更の届出があったので同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 26 年 7 月 4 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
西京極堤下町町内会	福永 貴之	森野 太郎
檜原佃地区自治会	岸田 耕一	奥田 満
沢尻町内会 (平成 25 年度)	梶谷 薫	梶谷 和豊
沢尻町内会 (平成 26 年度)	梶谷 和豊	下西 誠

2 代表者の住所

	変更前	変更後
西京極堤下町町内会	京都市右京区西京極堤下町 20 番地の 127	京都市右京区西京極堤下町 18 番地の 74
檜原佃地区自治会	京都市西京区檜原佃 2 番地の 66	京都市西京区檜原佃 3 番地の 6
沢尻町内会 (平成 25 年度)	京都市右京区京北上弓削町山本ノ下 1 番地	京都市右京区京北上弓削町岡ノ元 6 番地
沢尻町内会 (平成 26 年度)	京都市右京区京北上弓削町岡ノ元 6 番地	京都市右京区京北上弓削町東中筋 15 番地

(文化市民局地域自治推進室)